

第1章 目的・位置づけ等

この章では、この戦略の「目的」と「策定の基本視点」、戦略の「対象期間」や「対象地域」「位置づけ」についてまとめています。

1.1 熊本市生物多様性戦略策定の目的

この戦略は、生物多様性を保全し、将来にわたってそのめぐみを受け続けていくことに向けた、市民、市民活動団体、事業者、行政等、熊本市の全ての主体の行動の指針となる基本的な計画として策定するものです。

そこで、この戦略では、生物多様性と私たちの関係を認識し、地域固有の財産として未来に引き継ぐため、長期的な望ましい姿を見据え、豊かな自然を守り、育てていくための基本戦略を定めます。また、これに基づき、行政の基本的な施策を体系化して整理するとともに、各主体に求められる役割をまとめます。

これを通して、様々な主体がそれぞれの役割のもと、連携・協働して、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて積極的に取り組むことを推進し、市民一人ひとりが行動することで、人と自然が共生し、魅力と活力ある社会の構築を目指すための、全市的な取組の基本指針とします。

1.2 策定の基本視点

この戦略では、以下の点を重視して策定しました。

- ① 多様な主体が認識を共有し、連携・協働できるよう、可能な限り平易でわかりやすい表現を心がけること
- ② 自然環境のみならず、歴史、文化、産業等の関連も含め、各区の特性も考慮して、現状と課題を整理し、それらに的確に対応した戦略とすること
- ③ 適正な進行管理ができるよう、達成すべき目標を明確にするとともに、策定後の進捗管理や推進体制の構築についても明確にすること
- ④ 早急に対応すべき事項に対して迅速に行動することを念頭に、戦略を整理すること
- ⑤ 戦略は定期的に見直し、取組は予防的・順応的に実施していくものであること

1.3 対象期間・対象地域

(1) 対象期間

生物多様性地域戦略では対象期間を定めることとなっています。この戦略では、生物多様性の保全や持続可能な利用には、長いスパンで取り組むことが必要なことから、2050 年における望ましい姿を設定し、その上で、生物多様性条約の愛知目標にあわせ、市全体でまず具体的に行動する目標年として、2020 年までをこの戦略の対象の期間とします。

(2) 対象地域

対象とする地域は、熊本市全域と隣接する海域とします。なお、森や川、海などの周辺地域とのつながりや、めぐみを認識し、必要に応じて広域的な対応を図ります。

1.4 位置づけ

この戦略は、平成 20 年（2008 年）6 月に施行された「生物多様性基本法」第 13 条に基づき、熊本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として策定するものであり、熊本県の地域戦略である「生物多様性くまもと戦略」と整合を図ります。

また、熊本市のまちづくりの基本指針である「熊本市総合計画」及び熊本市の環境行政の基本指針となる「熊本市環境総合計画」の部門計画として、それぞれの上位計画との整合性も図るとともに、熊本市における環境分野のその他の個別計画のほか、関連する分野についても生物多様性の視点からとりまとめるものとします。また、各計画に対しても生物多様性の考え方を浸透させるものとします。

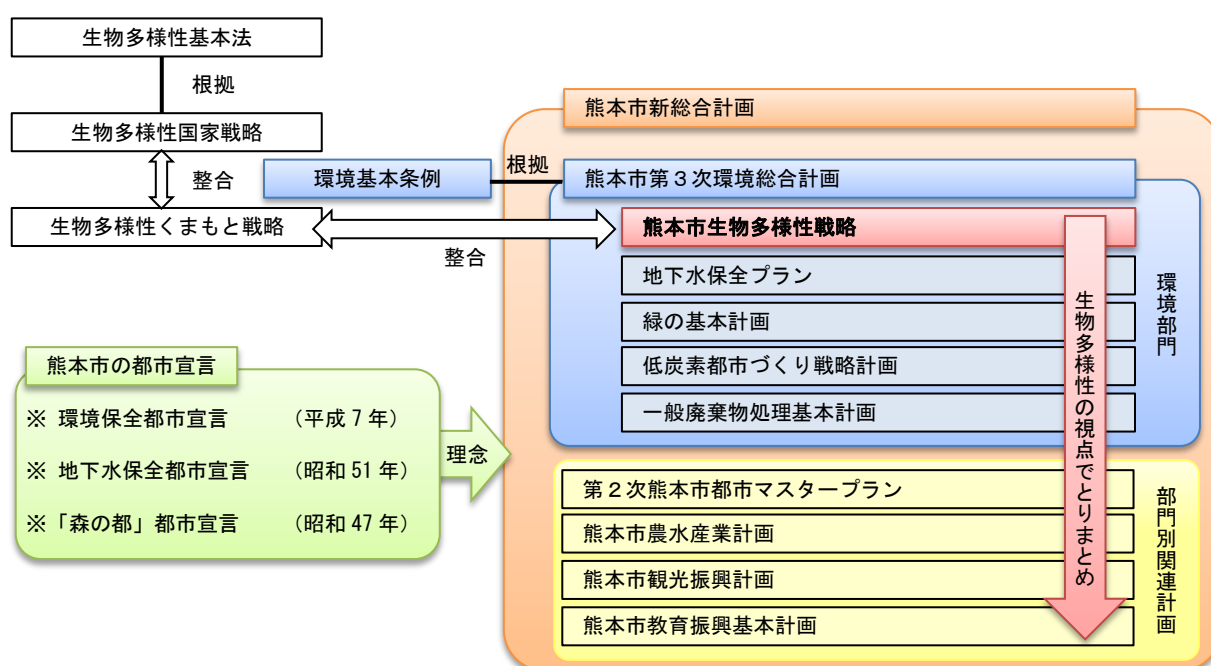


図 1-1 熊本市生物多様性戦略の位置づけ